

令和7年度 市立札幌開成中等教育学校 放課後活動に係る活動方針

令和7年4月11日

1. 放課後活動の意義

- (1) 放課後活動は、学習指導要領で部活動について定める生徒の自主的・自発的活動という学校の教育活動の一環として位置づけるとともに、「わたし、アナタ、min-na そのすがたがうれしい」という本校が掲げている学校教育目標に即した課題探究的な活動及び国際バカロレア（IB）の理念に基づくSA（Service as Action）とCAS（Creativity, Activity, Service）の学びを実践できる場として、生徒自らが創意工夫する活動とする。
- (2) 札幌市学校教育の重点における「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」から鑑み、部活動に積極的に取り組むことは、学校教育が目指す資質・能力の育成に大いに資するものである。
- (3) 放課後活動は生徒会会員の同好の者により組織され、生徒会に属する。
- (4) 異年齢集団による学び合いの観点から、発達段階を考慮して可能な限り前期生と後期生が一緒に活動することを目指す。

2. 令和7年度開設する放課後活動

(1) 部・外局

- ① 文化系 管弦楽部、美術部、演劇部、書道部、茶道部
- ② 体育系 男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バドミントン部
女子バドミントン部、野球部（前期：軟式、後期：硬式）、サッカー部
陸上部、男子テニス部、女子テニス部
- ③ 外局 放送局、図書局、新聞局、ボランティア局

(2) 放課後ユニット

後日改めて設定する

- ※ 本校で開設している部・外局以外に新たに設置することはない。なお、放課後ユニットについては、教員と生徒の双方の興味関心によって開設される探究的な活動をするグループのため、毎年度開設を検討する。
- ※ 本校で設立していない団体活動については一切関与しない。また、本校生徒の資格で学校の承認及び顧問引率が必要な大会への参加は、例外なく認めない。なお、個人の資格で学校の承認及び顧問の引率を必要としない大会に参加する場合は、学校外の私的活動の範疇であるため、学校は関知しない。

3. 運営のための体制整備

- (1) 顧問会議の開催（4月上旬）
- (2) 部・局の新入生見学（4月中旬）
- (3) 年間活動計画・活動目標の作成（4月上旬）
- (4) 毎月の活動計画の作成

4. 指導・運営にあたっての留意点

(1) 安全への配慮

- ① 活動の際は、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶に努めることとする。また生徒は、事故・怪我が発生した場合、応急処置を施し、顧問及び養護教諭に連絡する。
- ② 生徒は、公道でランニングをする際、交通安全には十分留意する。
- ③ 休日の部活動において事故が発生した場合、顧問は管理職に連絡をする。

(2) バランスのとれた活動

- ① 部活動活動基準に則り、日常の授業との両立を考えて活動する。
- ② 活動する際は「学校の代表」として自覚ある活動をする。
- ③ 「勝利至上主義」に陥ることのないよう、生徒の実態に合わせた活動を行う。

(3) 熱中症事故の防止等

- ① 校長は、熱中症事故の防止の観点から、これまでの札幌市の通知や熱中症予防運動指針（日本体育協会）及び気象庁の高温注意情報等を参考に、高温や多湿時において、放課後活動（大会、練習試合等も含め）が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応をするよう、放課後活動の顧問等に指導を徹底する。
- ② 放課後活動の顧問は生徒が活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康観察を徹底すること。また、万が一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

5. 放課後活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

(1) 平日最大２時間程度・休日３時間程度の活動を行う。

(2) 活動可能日・完全下校時間（下記の時間までに生徒は校地内から出る）

	活 動 可 能 日	平日完全下校	休日活動時間
4 ～ 6 年	月曜日を除く全曜日で合計４回まで	１８：３０	８：３０ ～１６：３０ (完全下校)
３年後期	ただし土日に活動する場合はどちらか１回のみ (公式大会、委嘱行事参加を除く)		
３年前期	月曜日と木曜日を除く全曜日で合計３回まで	１８：００	
１・２年	ただし土日に活動する場合はどちらか１回のみ (公式大会、委嘱行事参加を除く)		

※「3年前期」中体連・中文連大会終了前、

※「3年後期」中体連・中文連大会終了後（夏休み前を目安）に上級生の活動に参加する場合

(3) 活動が土日の両日にまたがらざるを得ない場合は、公式の大会参加や委嘱を受けた必要な活動の場合のみ、土日両日の活動を認めるが、両日活動した場合は必ず代替の休養日を設定する。ま

た他校との練習試合や合同練習を含めて前述の公式大会等以外の土日両日活動は認めない。

- (4) 月曜日・開成 DAY の放課後活動は原則禁止とし、その他行事等による活動制限は個別に提示する。
- (5) 3 年後期の部活に入部する場合は、再度登録カードを提出する。
- (6) 朝練習は後期生のみ実施することができる。顧問の管理下で 7：30 から設定することができるが、8：10 までには片付けを終えること。